

介護老人保健施設はとがみねのご案内
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)
(重要事項説明書 令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 はとがみね
- ・開設年月日 平成27年9月1日
- ・所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
- ・電話番号 0820-58-1111
- ・ファックス番号 0820-58-1120
- ・管理者の氏名 宮田 伊知郎
- ・都道府県知事指定番号 介護老人保健施設 (3557380031 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

①介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設はとがみねの運営方針]

当施設においては施設介護サービス計画に基づき、利用者様の能力に応じ自立した生活が営めるよう努めるとともに、地域や家族と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

②当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れまた、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象にしていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果をしたものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者様の立場に立って運営しています。

(3) 施設の職員体制

従業者の職種	職員体制	業務内容
管理者	1名	従業者の総括管理・指導
医師	1名以上	利用者様の健康管理及び処置
薬剤師	1名以上	薬剤管理及び指導
看護職員	4名以上	保健衛生並びに看護業務
介護職員	10名以上	利用者様の日常生活全般の介護
支援相談員	1名	利用者様及びご家族への相談業務
理学療法士及び作業療法士	1名以上	利用者様への機能訓練及び指導
管理栄養士	1名	身体に添った食事の提供指導
介護支援専門員	1名	適正なケアプランの作成
事務職員	1名	適切な運営に係る事務業務
その他職員	1名	リハビリに関する助手及び支援相談員の助手業務

(4) 入所定員等

・定員 40名 (個室 4室 4人室 9室)

2. サービス内容

① 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) サービス計画の立案

② 食事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。ただし、体調不良等により、食堂でおとりいただけない場合は、居室等でおとりいただくこともできます。

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 11時30分～12時30分

夕食 18時 ～19時

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽にて対応します。利用者様は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 医療法人 光輝会光輝病院

・住所 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

・TEL 0820-58-1111

・協力歯科医療機関

・名称 医療法人 光輝会光輝病院

・住所 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

・TEL 0820-58-1111

◇他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、下記の事項をお守りください。

- ・面会は、午前10時から午後8時までをお願いします。事情により時間外による場合は、職員に申し出てください。
- ・消灯時間は、午後9時となっております。
- ・外出・外泊は、所定の書式にて届出、許可を得た上でお願いします。
- ・飲酒・喫煙は、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・火気の取扱いは、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・宗教活動は、施設内では一切お断りさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。
- ・設備・備品の利用は、ていねいをお願いします。万が一破損の場合は実費相当金額を頂くようになります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、事前に許可されたのもののみをお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則禁止とします。万が一盗難等おきた場合の責任は負いかねます。

- ・騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の利用者様の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
- ・病状の悪化等により医療機関へ入院となられた場合は退所となります。
- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、室内消火栓
 非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 事故発生時の対応

当施設では、入所者様の安全・安心を第一義的に考え運営を行っておりますが、万が一事故が発生した場合は、ご家族様等に連絡を行うとともに、施設内規定に基づき誠実に対応させていただきます。

8. 要望及び苦情等の申し出

当施設の提供するサービスに対しての要望または苦情等について、下記に申し出ることができます。また、備え付けの用紙や管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見番」に投函して申し出ることもできます。

お寄せいただいた要望、苦情等に対しては速やかに対応させていただきます。

- ・当施設 〒742-1193 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77
 電話 0820-58-1111（担当：濱田 正文）
- ・各市、町の介護保険担当課
 平生町の場合 〒742-1101 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1
 電話 0820-56-7115（健康福祉課）
- ・国民健康保険団体連合会
 〒753-8520 山口県山口市朝田1980番地7
 電話 083-995-1010（苦情相談窓口直通電話）

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。